環関地横発第 2611091 号
令 和 8 年 11 月 9 日

茨城県の輸出事業者Ｋ

環境省関東環境局
局長　庄子 真憲

廃棄物の無確認輸出未遂について（厳重注意）

貴社が関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 67 条の規定に基づきアラブ首長国連邦向けに令和７年９月 12 日横浜税関に輸出申告した貨物（解体車、自動車中古パーツ）について、同年 10 月７日に横浜税関が行った貨物検査（以下「税関検査」という。）への立会い及び同年 11 月 25 日に関東地方環境事務所横浜事務所（現関東環境局横浜事務所）が実施した調査の結果、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第２条第１項に規定する廃棄物（以下「廃棄物」という。）に該当するものが含まれた貨物であることを確認した。

廃棄物の輸出に当たっては、廃棄物処理法第 15 条の４の７において準用する同法第 10 条第１項に定める手続が必要であり、その手続を経ずして輸出しようとした場合は法令違反となり、未遂も含めて廃棄物処理法第 25 条第１項第 12 号又は同条第２項に規定する罰則の対象となる。

また、輸入国の基準に違反する可能性もあり、輸出が行われた場合には、輸入国で輸入が認められず、二カ国間で問題が生ずるおそれがあった。

以上により、今回の貴社の行為は極めて不適切な行為であり、厳重に注意する。

また、今後、このような事態が発生しないよう、次の措置を求める。

１　再発防止策を策定し、策定された再発防止策及び当該貨物の処分方法等を記載した顛末書を令和８年 11 月 23 日（月）までに提出すること。

２　今後、輸出を行う場合にあたっては、関係法令を遵守し、貴社の責任において輸出貨物の由来、性状等の把握及び十分な品質管理に努め、廃棄物を所定の手続きを経ることなく輸出することのないようにすること。